

輪島市災害復旧復興事業〇〇〇〇エリア建設工事に関する 基本協定書（案）

輪島市災害復旧復興事業〇〇〇〇エリア建設工事（以下「本工事」という。）に関して、輪島市（以下「発注者」という。）及び〇〇〇〇〇〇（以下「施工予定者」という。）は、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、本工事における発注者が実施した輪島市災害復旧復興事業〇〇〇〇エリア技術協力業務（施工予定者選定）に係る公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）において、施工予定者の技術提案書等を選定したことを確認し、発注者と施工予定者による工事の請負契約（以下「工事請負契約」という。）の締結に向けて、発注者及び施工予定者が果たすべき義務その他の必要な事項を定めることを目的とする。

（発注者及び施工予定者の義務）

第2条 発注者及び施工予定者は、本協定にかかる一切を信義に従い誠実に行う。

2 発注者及び施工予定者は、本協定の締結の日から〇〇〇〇エリア内で予定する全対象工事の請負契約締結に至る前日までの間、本協定を履行する。

（技術協力等）

第3条 施工予定者は、発注者が別途反対の意思表示を行う場合を除き、〇〇〇〇エリア内で予定する対象工事の実施設計期間において、工事請負契約締結に向け、本工事の仕様について提案、協議するとともに、発注者が別途発注した設計業務の受注者（以下「設計者」という。）が行う実施設計に対する技術協力業務を実施するため、輪島市災害復旧復興事業〇〇〇〇エリア技術協力業務（以下「技術協力業務」という。）の委託契約を発注者と締結する。

2 施工予定者は、本工事の実施設計業務に関する技術協力や協議を行うため、設計者を含む三者との間で、設計協力協定を締結する。

3 施工予定者は、発注者が行う調整に対して真摯に対応し、協力する。

4 発注者は、施工予定者が行う技術協力業務に必要な情報を可能な限り提示する。

（有効期間）

第4条 本協定は、本協定の締結の日から〇〇〇〇エリア内で予定する全対象工事の請負契約締結に至る前日まで有効とする。ただし、第7条から第10条までの規定は、本協定の有効期間終了後も有効とする。

（価格等の交渉）

第5条 価格等の交渉とは、発注者及び受注者が、第3条に規定する技術協力業務を踏まえて作成する設計の内容や成果物に基づき、工事費の見積りの内容その他の工事請負契約の締結に必要な条件等について協議し、合意を目指すプロセスである。

- 2 施工予定者は、設計の進捗に応じて着手可能となった範囲の工事費を算出し、発注者が必要と認めた時期に、〇〇〇〇エリア内の全体工事費調書及びその算出の根拠となった資料（以下「全体工事費調書」という。）を発注者に提出する。
- 3 施工予定者は、設計者から引渡しを受けた設計成果物を基に、工事費の内訳書を付した参考見積書及びその見積条件を記載した資料（以下「参考見積書等」という。）を作成し、発注者に提出する。
- 4 発注者は、施工予定者に対し、前2項の規定により、全体工事費調書等及び参考見積書等の提出を求めるに当たっては、その旨を書面にて事前に通知する。
- 5 発注者及び施工予定者は、設計業務に関する協議の過程で確認された事項や設計の内容や成果物等に基づき価格等の交渉を行う。この場合において、参考額と全体工事費や参考見積書の見積額との間に著しい乖離があり、その内容の妥当性が認められない場合など、見積条件等を見直す必要がある場合には、それぞれ見直しを行う。
- 6 前項の規定により見直しを行った場合は、施工予定者は、交渉の結果を踏まえた参考見積書等を提出し、改めて前項に基づく交渉を行う。
- 7 前2項に基づく交渉の結果、参考額と参考見積書の見積額が著しく乖離していない場合又は乖離しているがその内容の妥当性や必要性が認められる場合、かつ、各工種の直接工事費が積算基準や特別調査結果等と著しく乖離していない場合又は乖離しているがその根拠として信頼性のある資料の提示がある場合その他本工事請負契約の締結に必要な条件等に照らして問題がない場合は、価格等の交渉が成立するものとする。
- 8 第5項及び第6項に基づく交渉の結果、前項の成立に至らなかった場合は、価格等の交渉を不成立とする。

（工事請負契約手続等）

- 第6条 施工予定者は、前条第7項により価格等の交渉が成立した場合、その内容に基づき、交渉結果を踏まえた参考見積書等を提出する。
- 2 発注者は、前項の参考見積書等で示された見積条件等を基に予定価格を定める。
 - 3 積算基準類に設定の無い工種等の見積りについて、機材別で内訳を提出せず、一式にて価格等の交渉が成立した場合は、その工種等については輪島市建設工事標準請負契約約款第24条に基づく請求の対象外とする。
 - 4 施工予定者は前条第3項と同じ方法により見積書を提出し、発注者と見積合せを行う。
 - 5 発注者及び施工予定者は、前項の見積合せの結果、見積書の工事金額が予定価格を下回った場合は、本工事請負契約を締結する。

（価格等の協議の不成立）

- 第7条 発注者は、第5条第8項により価格等の交渉が不成立となった場合、発注者は、非特定となった旨とその理由を書面により通知する。
- 2 価格等の協議が不成立となった場合は、技術協力業務の委託契約に基づく委託費を除き、本協定の履行に関し既に支出した費用については各自の負担とし、次条から第10条までの規定に基づくものを除き相互に債権債務関係の生じないことを確認する。
 - 3 発注者は、施工予定者と工事請負契約を締結できない場合は、施工予定者を除く本プロポーザル参加者のうち評価結果の順位が上位であった者から順に、協議等の意向の意思を確認

した上で価格等の協議を行う。なお、評価結果次点者の交渉が困難な場合は、別途工事発注を予定する。

- 4 価格等の協議が不成立となった場合、施工予定者による技術提案及び施工予定者から設計者への技術協力を経て取りまとめた設計図書に関する著作権については、発注者に帰属する。

(権利義務の譲渡等)

第 8 条 施工予定者は、発注者の事前の承諾を得た場合を除き、本協定上の地位並びに本協定に基づく権利義務を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行わない。

(秘密保持等)

第 9 条 施工予定者は、本協定に関連して発注者から知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を本協定の履行以外の目的に使用し、又は発注者の承諾なしに第三者に開示してはならない。

(協定内容の変更)

第 10 条 本協定に規定する各事項は、発注者及び施工予定者の書面による同意がなければ変更することはできない。

(その他)

第 11 条 本協定書に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、発注者と施工予定者が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を 2 通作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 石川県輪島市二ツ屋町 2 字 2 9 番地
輪島市
輪島市長

施工予定者 ●●● ● 丁目 ● 番 ● 号
●●●●●●●●
●●●●●●●●